

2026年度 政府保証株式会社産業革新投資機構社債（2年債・3年債）

引受会社候補の募集について

【応募要件】

- ① 財務省の「国債に係る入札参加者一覧」に掲載された金融機関であること
- ② 2024年度以降2026年2月末迄に国債の落札実績又は政府保証債の引受実績があること
- ③ 2026年度に株式会社産業革新投資機構が実施する政府保証債の全ての入札に応札すること
- ④ 本募集内容について了承すること
- ⑤ 当社の政府保証債の引受能力や販売体制等に問題がなく、財務状況等に懸念がないこと

1 提出書類

- (1) 引受会社候補の選定に係る申込書兼入札参加確約書
別添の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- (2) 国債の落札実績又は政府保証債（10年を除く）の引受実績（発行日ベースで2024年度以降、2026年2月末まで、年度別に落札額又は引受額を記載）
- (3) 国債の落札実績又は政府保証債（10年を除く）の引受実績がない場合は、公募地方債、財投機関債（貸付債権担保住宅金融支援機構債券を除く）又は公募普通社債の引受実績を記載
※（2）の実績がない場合のみ（3）を提出
- (4) 政府保証債の引受・販売体制
 - ・引受及び販売部署の概要（引受部門、シンジケーション部門、販売部門（含む支店網）と相互の連絡体制、専任担当者の有無等）
 - ・国内販売拠点数 等
- (5) その他（債券販売に係る特筆すべき事項等）

（注）（2）～（5）の様式は任意。

2 提出方法及び提出先

下記アドレス宛電子メールにてお送り下さい。

株式会社産業革新投資機構 経営管理室
manage_saiken@j-ic.co.jp

3 提出期限

2026年3月16日（月） 17：00 必着

4 引受会社候補等の選定方法

(1) 引受会社候補の選定

応募者を対象に当社にて、上記【応募要件】に照らして審査を行い、引受会社候補を選定します（選定結果の公表は3月下旬を予定しています）。

(2) 引受会社の選定

各回号毎に引受会社候補を対象にイールドダッチ方式による入札を行い、引受会社の選定及び引受額を決定します。

① 引受会社及び引受額の決定

- ・ 低い利回りの札から順に発行予定金額に達した利回り（以下、「落札最高利回り」）までを落札として、全ての落札先を引受会社として指名します。落札最高利回りにおける応募札を全て落札すると発行予定額を超過する場合は、落札最高利回りにおける応募額に応じて案分処理（注）を行います（発行額を上回る落札は行いません）。

（注）落札最高利回りにおける必要落札額÷落札最高利回りにおける応募額合計×100＝案分率
（小数点第5位以下切り捨て）

② 事務幹事の決定

- ・ 落札額が最も多い引受会社1社を事務幹事とし、契約書作成等の事務を行っていただきます（落札額の最も多い引受会社が複数ある場合には、当社の定めた基準により決定します）。

③ 発行条件の決定

- ・ 発行条件は、落札最高利回りを表面利率（0.001%刻み）とし、発行価額は100円とします。但し、市場動向等により変更する場合があります。

5 その他重要事項

(1) 応札条件

① 応札義務

① 応札義務	2026年度中に実施される全ての政府保証株式会社産業革新投資機構社債入札への応札（ただし、応札利回りが市場実勢から著しく乖離し、相応な利回りでの応札ではないと判断される場合には応札として認めないこととし、2026年度の引受候補会社
--------	---

	から除外する場合があります)
②情報提供	各入札日の前営業日の 14 時までに当社指定のインディケーションを提出 落札者は、指定時刻までに販売状況報告書を提出
③最低応札額	各回の発行予定額の 20%
④応札上限額	各回の発行予定額
⑤応札額一口の金額	10 億円単位でその整数倍
⑥値幅制限	応札利回りの最低と最高の差は 0.05%以内
⑦応札本数制限	最大 10 本
⑧応札利回りの刻み	0.001%

(2) 引受手数料

2 年債：額面 100 円当たり 5 銭（税別）

3 年債：額面 100 円当たり 12.5 銭（税別）

(3) 留意事項

引受会社候補に指定した場合でも、当社が引受会社候補として不適切と判断した場合には、年度途中であっても引受会社候補としての資格を停止することがあります。